

一般名処方加算について

現在、医薬品の供給不安定な状況が続いております。保険薬局では患者様に適切に医薬品を提供できるよう、銘柄によらずお薬を供給することで対応しています。そのため、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく、一般名（成分名）を記載する取組みをおこなっております。

2024年10月からの医薬品自己負担の取組みについて

医薬品の供給状況や、2024年10月より長期収載品について医療上に必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ処方等した場合は、選定療養となることを踏まえつつ一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明します。後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方をご希望の場合は、特別な料金が加算されます。ぜひ後発医薬品の積極的な使用をお勧めいたします。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。